

第二期地方分権改革の推進に向けた アピール【骨子】

本年4月に「地方分権改革推進法」が施行され、「地方分権改革推進委員会」が発足したが、最近の地方分権改革をめぐっては、地方自治体の行財政改革は不十分であるという意見や、税源偏在の調整機能を持つ地方交付税制度があるにもかかわらず、税制改正により地方間で格差是正を行うべきといった議論が先行し、国と地方の税源配分のあり方に関する議論が先送りにされている。また、大都市が各圏域において果たしている役割を踏まえた新たな大都市制度に関する議論がなされていない。

従って、今般の地方分権改革において、特に以下の点が実現されることを指定都市市長会として強く要請する。

- 1．改革という名のもとに、国の財政再建を優先し、地方に負担の押しつけを行わないこと**

- 2．地方間の税収格差の議論の前に、まずは、国と地方の役割を抜本的に見直し、その役割分担に応じた税源配分とすること**

- 3．真の分権型社会にふさわしい新たな大都市制度を創設すること**

平成19年5月29日
指定都市市長会

今こそ真の地方分権改革の推進を！

－第二期地方分権改革の推進に向けた指定都市のアピール－

指定都市市長会

本年4月に「地方分権改革推進法」が施行され、「地方分権改革推進委員会」が発足したが、安倍内閣総理大臣は、地方分権を内閣の最重要課題と位置づけており、首相の強いリーダーシップのもとに眞の地方分権改革への取組みが、より一層進められることを大いに期待するものである。

しかし、最近の地方分権改革をめぐっては、地方自治体の行財政改革は不十分であるという意見や、税源偏在の調整機能を持つ地方交付税制度があるにもかかわらず、税制改正により地方間で格差是正を行うべきといった議論が先行し、国と地方の税源配分のあり方に関する議論が先送りにされている。また、大都市が各圏域において果たしている役割を踏まえた新たな大都市制度に関する議論がなされていない。

大都市のあり方は、将来の国全体のあり方に関わる重要な問題であるとの認識のもと、我が国の総人口の約2割にも及ぶ17指定都市の住民を始めとする国民全体が地方分権の実を感じることができるように、今般の地方分権改革において、特に以下の点が実現されることを指定都市市長会として強く要請する。

1. 改革という名のもとに、国の財政再建を優先し、地方に負担の押しつけを行わないこと

平成18年度までの三位一体の改革においては、3兆円規模の税源移譲が実現したものの、4兆円を超える国庫補助負担金の削減に加え、地方交付税等も約5兆円が削減されたことから、地方にとって大きな負担増となった。特に指定都市における地方交付税等の削減率は全国平均の約1.5倍となっており、大変厳しい財政運営を強いられることになった。さらに、国庫補助負担金改革では、負担率の引下げが目立つなど、地方の自由度を拡大するという本来の趣旨からは程遠いものであった。

今般の地方分権改革においては、いわれなき大都市富裕論による指定都市を狙い撃ちにした地方交付税の削減や、国庫補助負担率の引下げなどにより、単に地方に痛みを押しつけるのではなく、地方の自由度を拡大し、地方が責任を持って行政を実施することができる「眞の地方分権」の実現をめざした改革を行うこと。

三位一体の改革による地方財政への影響等

地方交付税+臨時財政対策債（全国）

⑯予算	⑰予算	差引	削減率
23兆9,389億円	18兆8,145億円	△5兆1,244億円	△21.4%

地方交付税+臨時財政対策債（うち指定都市）

⑯予算	⑰予算	差引	削減率
1兆1,356億円	8,014億円	△3,342億円	△29.4%

国庫補助負担金の改革

国庫補助負担金の廃止・縮減	△4.9兆円	負担率が引き下げられたもの
税源移譲の対象となるもの	△3.1兆円	義務教育費国庫負担金 1/2⇒1/3
交付金化	△0.8兆円	児童扶養手当給付費負担金 3/4⇒1/3
スリム化	△1.0兆円	児童手当国庫負担金 2/3⇒1/3

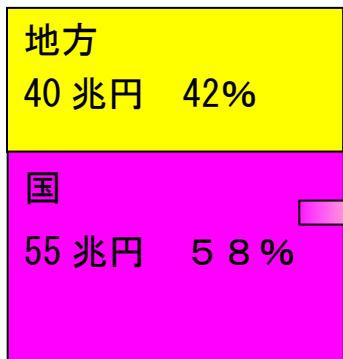


「国と地方の役割分担に応じた税源配分って何？」

国税として納められた税の一部は国庫補助金や地方譲与税等として地方に再配分されます。しかし、補助金等は国の関与が残るので、国と地方の役割分担を抜本的に見直して、その役割に応じた税源を移譲することを国に求めていきます。

税の配分

総額95兆円



税の実質配分

総額95兆円



国税と地方税の配分は、国6：地方4ですが、国税55兆円のうち26兆円は、国庫補助金や地方譲与税等として地方に再配分され、実質配分では国3：地方7と逆転しています。

国と地方の配分を、当面5：5とするためには、

$$95\text{兆円} \times 0.5 = \text{約} 47\text{兆円}$$

$$47\text{兆円} - 40\text{兆円} = \text{約} 7\text{兆円}$$

約7兆円の税源移譲が必要です。

平成19年度国と地方の当初予算額、地方財政計画による数値

2. 地方間の税収格差の議論の前に、まずは、国と地方の役割を抜本的に見直し、その役割分担に応じた税源配分とすること

昨今、法人2税の見直しや、ふるさと納税制度創設など地方間の税収格差是正の議論がなされているが、まずは、国と地方さらに基礎自治体である市町村の役割分担を抜本的に見直し、それぞれが担うべき役割を明確化した上で、その役割に見合う税源配分とすべきである。

当面は、国と地方間の税の配分が5：5となるよう複数の基幹税から一体的に移譲すること。

3. 真の分権型社会にふさわしい新たな大都市制度を創設すること

前回の地方分権改革は、機関委任事務制度の廃止などが行われたが、依然として、法律・政令・省令などによる義務付け・枠付けに縛られるなど、地方の自主性・自立性を高めるという地方分権改革の理念からは程遠い「未完の分権改革」であった。

指定都市には、大都市固有の業務にかかる財政需要に見合う税源措置がほとんど講じられておらず、また、制度としても、道府県との役割分担が不明確であり「二重行政」の弊害が生じているなど、大都市固有の行財政需要に総合的に対応するには不十分なものである。

従って、今般の地方分権改革においては、現行の指定都市制度を抜本的に見直し、真に国・道府県が担うべき事務以外のすべての事務の権限を法律によるところにより移譲し、指定都市が一元的・総合的に実施できるようにするとともに、大都市特例税制などにより、その役割分担に見合う自主財源が制度的に保障される、新たな大都市制度を早期に創設すること。



「地方間の税収格差は本当に拡大しているの？」



地方間の税源偏在の調整機能をもつ地方交付税も含めて、地方間の格差が拡がっているか、検証をしてみましょう。

人口一人あたりの税収

(単位:千円)

区分	平成14年度決算			平成17年度決算		
一番少額	沖縄県	70		沖縄県	70	
一番多額	東京都	193	2.8倍	東京都	214	3.0倍
指定都市平均		191	2.7倍		184	2.6倍

人口一人あたりの税収では、都道府県間の差は拡がっています。なお、指定都市の平均額は減少しています。

人口一人あたりの一般財源総額(地方税+地方交付税等)

(単位:千円)

区分	平成14年度決算			平成17年度決算		
一番少額	神奈川県	122		神奈川県	138	
(税が一番多額)	東京都	205	1.7倍	東京都	235	1.7倍
(税が一番少額)	沖縄県	230	1.9倍	沖縄県	221	1.6倍
一番多額	島根県	364	3.0倍	島根県	357	2.6倍
指定都市平均		258	2.1倍		248	1.8倍

地方の歳入を大きく分けると、「特定財源」と「一般財源」に分かれます。使い道が定まっていない「一般財源」が多いほど、より住民ニーズを反映しやすい自主的な財政運営が可能となります。

地方交付税などを加えた人口一人あたりの一般財源総額では、都道府県間の差は縮まっています。なお、指定都市の平均額は減少しています。

指定都市・道府県・国の役割

指定都市の役割

真に国・道府県の担うべき事務以外のすべての事務を一元的・総合的に実施

道府県の役割

犯罪捜査や広域防災計画の策定などの「広域事務」や「連絡調整事務」等

国の役割

- ・外交など国際社会における国家としての存立にかかる事務
- ・全国的に統一して定めることが望ましい事務等に重点化 等

平成19年5月29日

札幌市長	仙台市長	さいたま市長	千葉市長	横浜市長	新潟市長	静岡市長	浜松市長	名古屋市長	京都市長	大阪市長	堺市長	神戸市長	広島市長	北九州市長	福岡市長
雄彦一	一夫	宏昭	吉友	久兼	一介郎	利治宏	文克宗啓孝	善康武	賴淳	敬立	忠健	田原川岡部	田田嶋木原本	原田葉橋田	上梅相鶴阿中篠小鈴松樹關木矢秋北吉